

集会不許可 自由侵害か裁量内か

広場訴訟きょう判決

自衛隊パレードに反対する集会に金沢市役所前広場を使うのを拒んだ市の処分は違憲だとして、石川県平和運動センターなどが約二百二十万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が五日、金沢地裁である。表現の自由の侵害か、行政の裁量内かの司法判断が示される。

訴状などによると、原告側は二〇一四年四月下旬、パレード中止を訴える集会を計画し、広場の使用許可を求めた。市の担当者からは、広場の管理要綱を根拠に「集会は政治的行為にあたる」と口頭で説明を受け、許可できないとされた。その後の書面では、別の規則を示した上で「禁止される示威行為にあたる」として不許可処分に。原告側は、集会場所を有料の県中央公園に変更した。

訴訟で原告側は「集会の内容を処分の理由にしている。憲法二一条の表現の自

金沢市役所前広場訴訟の主な争点

	原告側	金沢市
憲法違反か	集会の内容で不許可→「表現の自由」侵害、違憲	規則で禁止の「示威行為」該当→規則にのっとった処分、合憲
広場の位置づけ	地方自治上の「公の施設」→他の利用状況と比べても、不許可の正当な理由はない	「公用物」→許可の判断、市に広い権限あり

由の侵害だ」と主張。さらに、広場は地方自治法上、市民が利用できる公の施設にあたる」と指摘。これまで

認められてきたほかの市民集会と比べても「今回の集会を拒む正当な理由はなく違法だ」とも訴えている。

市側は「管理上の規則にのっとった処分」として憲法違反はないと反論。広場は公の施設ではなく「公用物」にあたり「使用を認めるかどうかの判断は市に広い権限がある」と主張している。

パレードは一四年五月、陸上自衛隊金沢駐屯地第一四普通科連隊創隊六十周年を記念し、陸海空合同で実施された。

2016
2.5
北中